

すべての市民がともに輝くまちへ

「鳥取市障害者計画」を策定しました

鳥取市は、障害のある人の生活に関連する法律の施行などにとともに、多様化・複雑化する障害のある人のニーズに対応するため、新しい「鳥取市障害者計画」を、平成17年3月に策定しました。

この計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、関連施策の基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

みなさんの意見などを反映

策定にあたっては、「鳥取市障害者福祉計画作成委員会」の開催や「市民政策コメント」の募集を行い、多くの市民のみなさんから、鳥取市の障害者施策に関する積極的な意見や提言などが寄せられました。その中でも「新しい鳥取市の計画は、県の障害者計画よりもっと具体的な記述をしてほしい」、「福祉施策を進めるには、関係部署のみの取り組みではなく、保健・医療・教育などの関係機関が横断的に連携して取り組む必要がある」、「障害のある人の支援者をさらに支援する対策についても取りあげてほしい」などの意見が寄せられ、このたびの計画に反映させています。

バリアフリーからユニバーサルデザインへ

この計画の特筆すべき点はい

くつかありますが、まずは、なんといいっても基本理念に^{※1}「ユニバーサルデザイン」という言葉を使った点です。これまでの計画では、障害者施策を展開するうえで、特定の人に対する「障壁（バリア）」を取り除くという意味の^{※2}「バリアフリー」という言葉が主に使われていました。しかし、今回の計画では、障害のある人を含むすべての生活者を前提とした環境づくりを進めるという「ユニバーサルデザイン」の理念を採り入れ、「ユニバーサルデザイン」による福祉のまちづくり」を基本理念としています。

施策の数値目標を設定

また、これまで障害者施策に位置づけられていなかった発達障害のある人や難病のある人などに対する支援の充実、そして市町村合併を生かした福祉サービス

の充実など、

さらに具体的な施策については、数値目標を設定したことなど、これまでの計画



「協働」を基本に推進し福祉のまちづくりをめざす

今後は、この計画に基づき具体的施策を推進していきますが、これには、市民のみなさんや関係団体との「協働」が必要不可欠です。多くの市民のみなさんと十分に連携をとりながら、「協働」を基本に関連施策を推進し、障害のある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる福祉のまちづくりをめざします。

用語解説 ※印のついているものについては、用語解説をつけています。

※1 ユニバーサルデザイン 障害の有無や年齢など、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりを進めるという考え方です。
※2 バリアフリー 本来、住宅建築用語で、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差などを取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参

加を困難にしている社会的、経済的・心理的な全ての障壁を取り除くという意味で用いられています。
※3 支援費制度 平成15年度から実施。障害のある人が自分で福祉サービスを選び、指定された事業者や施設と直接契約を交わしてサービスを利用する制度です。
※4 リハビリテーション 人権の視点に立

って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。
※5 ノーマライゼーション 常態化、正常化、標準化。障害のある人や老人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、ありのままの姿で人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方です。